

電子マネーを利用した公金収納の取扱いを明確化することにより、住民や観光客の利便性が向上

～電子マネーを利用した公金収納の取扱いの明確化～

地方に対する規制緩和

詳しくは提案募集方式データベース「30年」管理番号「13.96.200」で検索!

二次元コードからもアクセスできます



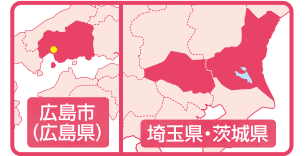
ポイント

公金の収納における電子マネーの利用について、利用に当たっての留意事項等を明確化することにより、地方公共団体における電子マネーの導入が容易になり、住民や観光客の利便性が向上

(通知 電子マネーを利用した公金の収納について(平成31年3月29日 総行第102号))



地方公共団体の公金収納における電子マネーの導入に大きな後押し、キャッシュレス化の促進に寄与



取組の概要

- キャッシュレス化が急速に進む中、地方公共団体における電子マネーを利用した公金収納(使用料・手数料の収納)の取扱いが不明確で、多くの地方公共団体が導入を躊躇する状況となっていた。

使用料	公営の体育館や美術館、駐輪場等の公共施設の利用に係る費用など
手数料	住民票や戸籍抄本の写し等、各種証明書発行に係る費用など

例えば、外国人観光客も多く訪れる恩賜上野動物園でも入場料の支払方法は現金のみであった。



- このため、総務省は、電子マネーを利用した公金収納の取扱い範囲や留意事項等を整理し、通知を发出(平成31年3月29日 総行第102号)した。

取組の成果

- 東京都・・・独自に公金収納における多様な支払方法を検討しており、既に多くの施設で、クレジットカードや電子マネーといった支払方法の多様化を進めていた。令和元年度には、恩賜上野動物園、多摩動物公園、葛西臨海水族園、井の頭自然文化園の4施設で電子マネーを導入済み。また、恩賜上野動物園の入場料について二次元コードを利用した実証実験を開始した。※令和元年12月1日現在
- 埼玉県・・・歴史と民俗の博物館(さいたま市)、加須げんきプラザ(加須市)、自然の博物館(長瀬町)、近代美術館(さいたま市)、さきたま史跡の博物館(行田市)、嵐山史跡の博物館(嵐山町)、川の博物館(寄居町)いずれの施設も二次元コード決済を導入済み。※令和元年12月1日現在
- 茨城県・・・各施設所管課等を集め、金融機関やモバイル決済サービス事業者等を交えた勉強会の開催のほか、早期の導入検討を促す通知等を複数回発出するなどの取組を実施。窓口で入館料等を徴収する施設のうち、既に20施設において、キャッシュレス決済を導入済み。※令和元年12月1日現在